

酒田市市有施設太陽光発電設備導入調査業務
仕様書

令和 7 年 6 月

酒田市企画調整課

1 業務名称

酒田市市有施設太陽光発電設備導入可能性調査業務

2 業務目的

本市は、第3期酒田市役所環境保全実行計画－酒田市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】において、事務事業に関する温室効果ガス排出量を2013年度比で36.2%削減することに取り組んでいる。その一環として、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を推進している。

市有施設への太陽光発電設備の導入については、政府が掲げる「2030年度までに設置可能な建築物等への設置率50%」という目標達成に向けて取り組む必要がある。本業務は、市有施設への太陽光発電およびその他再生可能エネルギー設備の導入可能性を調査し、効率的な導入に向けた基礎資料を作成することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年1月16日（金）まで

4 対象施設

別紙「調査対象施設一覧」に記載された64施設を対象とする。これらは、環境省が提供する太陽光発電設置可能性簡易判定ツール（地方公共団体版）を参考にし、酒田市独自の基準に基づく簡易判定により、設置が難しいと判断した施設を除外したものである。

5 業務内容

本業務は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」のうち、地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援事業の公共施設への太陽光発電設備等の導入調査支援事業の採択を受けて実施する。業務は、当該事業の趣旨や交付規定、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手続き」等に準拠して遂行すること。

（1）考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討及び調査対象施設等の情報収集・整理

ア 地域特性・環境特性を考慮し、太陽光設備の導入に際して現状の課題等を具体的に整理する。

- ・自然災害に伴うリスクや塩害、風害など
- ・周辺環境や景観への配慮（反射光、騒音、動植物への影響など）
- ・光遮蔽物の存在（日射障害など）
- ・関連法令の確認（景観条例など）

イ 調査対象施設について基礎情報を収集・分析し、太陽光発電設備の導入可能性について検討を行う。

- ・築年数、構造、屋根形状など建築情報
- ・契約電力、年間電力使用量などの電力情報
- ・改修、廃止などの事業計画
- ・その他、導入可能判定に必要な事項

ウ 周辺環境など、資料調査では明らかにならない内容については、必要に応じて現地確認を行

う。

(2) 詳細調査施設の選定

簡易判定による調査対象施設 64 施設から、導入効果が高いと見込まれる 25 施設以上を選定する。

ア 太陽光発電設備の導入可否を判断する条件を選定し、調査対象施設の設置可能性を検証する。設置不可と判断した場合は、その理由を明らかにする。

- ・施設電力使用量、設置可能面積（駐車場・余剰地を含む）
- ・建築構造、設置条件
- ・改修、廃止予定など

イ 設置可能と判断した調査対象施設について評価基準を設け、優先順位を付ける。

- ・設置可能量
- ・設置箇所の状況
- ・施設の状況・用途など

ウ 導入可能性が高く、優先的に検討を進めるべき詳細調査施設を選定する。

- ・事業性
- ・レジリエンス
- ・実効性など

(3) 現地調査及び設置位置、設置方法等の検討

(2) で選定した詳細調査施設の現地調査を実施し、設置容量や設備に関する検討を行う。

ア 現地調査の実施

- ・屋根上設置を前提とするが、必要に応じて駐車場や余剰地への設置可能性も確認する。
- ・設置箇所の状況（方位、屋根形状、障害物の有無等）や配線ルートを踏まえ、設置規模や工法を検討する。
- ・施設管理者へのヒアリングを実施し、施設固有事情（例：屋根使用用途、漏水リスク、将来的な設備改修予定等）を把握する。

イ 発電量、日射量の調査・検討

- ・発電された電力は自家消費を基本とし、逆潮流（外部系統への売電）は想定しない。余剰電力を考慮した最適な設置容量で検討する。

ウ 導入可能量、設置位置および設置方法の調査・検討

- ・地域特性を踏まえた太陽光発電設備の適正な導入規模、設置位置、設置方法及び仕様について調査・検討する。
- ・屋根置き、駐車場を基本とするが、必要な場合は壁面設置も検証する。
- ・設置容量から発電量、自家消費量及び想定重量を算出する。
- ・構造計算書から積載荷重を確認し、耐荷重の裕度を確認する。
- ・耐荷重や特殊屋根（曲面・瓦など）の問題がある施設は、新しい設備や設置方法で検証する。

(4) 事業採算性の検討及び導入計画案の作成

(3) で検討した導入方法を基に、15 施設以上の施設について事業採算性を検討し、導入計画案を作成する。

ア 施設ごとの概算費用の算出

- ・(3) の調査・検討結果に基づき、発電設備導入に伴う初期コストや維持管理費を含むライフサイクルコストの試算を行う。

イ 導入方式の検討

- ・第三者所有方式(PPA・リース)および自己所有方式の比較・検討を実施する。

ウ 事業採算性の検討

- ・導入方式ごとに補助金を活用したシミュレーションを行い、事業採算性を検証する。

エ 地域の経済・社会にもたらす効果等の分析

- ・発電設備の導入が地域経済や社会へ及ぼす波及効果について分析する。

オ 導入計画案の作成

- ・改修計画等を考慮し、設備導入の優先順位や対象施設を整理する。

- ・補助金を活用した場合の年次スケジュールを作成する。

- ・導入目標の達成に向けた年次ごとの導入スケジュールを作成する。

- ・令和8年度の導入事業開始を目指し、導入方式に応じた仕様書(案)を作成する。

- ・事業の採算性を検証し、持続可能な運用体制を構築する。また、活用可能な補助制度についても検討する。

(5) 中間報告書の提出

中間報告書の対象は3施設程度とし、令和8年度予算要求に活用できるように令和7年10月中旬までに提出する。

(6) 報告書の作成

項目(1)～(5)の結果を取りまとめた最終報告書を作成・提出する。

(7) 環境省補助事業への対応

ア 国に提出する実績報告書等の作成を支援する。

イ 本事業の内容が酒田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に反映されるよう、必要な情報提供や協力をう。

ウ 本事業の調査結果について、再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)への提供データを作成する。

(8) 打ち合わせ協議

打ち合わせは、業務開始時、中間報告時、最終報告書提出時の計3回を基本とする。その他、必要に応じて隨時開催する。

6 成果品

(1) 提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。

ア 業務報告書(A4ファイル形式)：2部

イ 調査報告書【概要版】：2部

ウ 打ち合わせ記録等関連資料：1式

エ その他関連資料(作成資料データ)：1式

オ 上記の電子データ：1式

(2) 成果品の編集方法については、事前に発注者と協議すること。

(3) 製本はすべて、表紙および背表紙にタイトルを印刷したものとする。

7 納入場所

酒田市企画部企画調整課

8 検査

本業務を完了したときは、遅滞なく業務完了通知書、成果品を提出し、委託者の検査を受けなければならない。

9 支払方法

委託料は、業務完了後に支払うものとする。

受託者は、委託者が行う検査に合格したとき、委託者に請求ができるものとし、委託者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、本仕様書に基づき適正に業務を遂行し、必要に応じて委託者と協議・調整を行い、隨時打ち合わせを実施すること。
- (2) 業務遂行中に知り得た秘密および個人情報は、法令および酒田市の規定に基づき、適切に取り扱うこと。
- (3) 業務に必要な資料は、委託者の指示に基づき貸与され、業務終了後に返却すること。
- (4) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部について事前に書面で委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (5) 成果物に係る権利侵害がある場合は、受託者が責任を持って対応すること。成果物の著作権は、特段の定めがない限り、委託者に帰属する。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議により解決するものとする。